

令和 6 年 3 月 22 日 招集

令和 6 年門真市教育委員会第 3 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
令和6年3月22日（金）午後3時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （令和5年度門真市立学校管理職人事について）	1
第4	議案第7号	門真市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	4
第5	議案第8号	門真市教育センター移転に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	6
第6	議案第9号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	20
第7	議案第10号	門真市学校運営協議会規則の一部改正について	22
第8	議案第11号	門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について	24
第9	議案第12号	令和6年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について	32
第10		諸報告	34

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和6年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和6年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和6年3月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

議案第 7 号

門真市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

門真市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市教育センターの移転に伴い、門真市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

門真市教育センター条例の一部を改正する条例（令和５年門真市条例第35号）の施行期日は、令和６年５月13日とする。

議案第 8 号

門真市教育センターの移転に伴う関係規則の整備に関する規則
の制定について

門真市教育センターの移転に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市教育センターの移転に伴い、同センターの位置表示の変更日を定めるとともに、貸館の廃止に伴い関係規則を廃止するほか、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育センターの移転に伴う関係規則の整備に関する規則

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第 1（第 3 条関係）							別表第 1（第 3 条関係）								
番号	名称	書体	寸法（ミリメートル）	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法（ミリメートル）	印材	個数	使用区分	保管者
〃 略								〃 略							
2	大阪府門真市教育委員会印	方	24	つ	1	教育センターの所管に属する許可書用	教育センター長	2	大阪府門真市教育委員会印	方	24	つ	1	教育センターの所管に属する許可書用	教育センター長
〃 略								〃 略							
3								3							
4								4							
5								5							
6								6							
7								7							
7								8							
								8							
2								2							
7								8							
3								3							
7								8							
4								4							
7								8							
5								5							
7								8							

改正後			改正前		
6			6		
7			8		
7			7		
7			8		
8			8		
7			8		
9			9		
7			8		
10			10		
7			8		
11			11		
7			8		
12			12		
7			8		
13			13		
8			9		
8			9		
2			2		
8			9		
3			3		
8			9		
4			4		
8			9		
5			5		
8			9		
6			6		
9			10		
10			11		
10			11		

改正後			改正前		
2			2		
10			11		
3			3		
10			11		
4			4		
10			11		
5			5		
10			11		
6			6		
10			11		
7			7		
10			11		
8			8		
10			11		
9			9		
10			11		
10			10		
10			11		
11			11		
10			11		
12			12		
10			11		
13			13		
11			12		
11			12		
2			2		
11			12		

改正後			改正前		
3			3		
11			12		
4			4		
11			12		
5			5		
11			12		
6			6		
12			13		
13			14		
13			14		
2			2		
13			14		
3			3		
13			14		
4			4		
13			14		
5			5		
13			14		
6			6		
13			14		
7			7		
13			14		
8			8		
13			14		
9			9		
13			14		
10			10		
13			14		

改正後			改正前		
11			11		
13			14		
12			12		
13			14		
13			13		
14			15		
14			15		
2			2		
14			15		
3			3		
14			15		
4			4		
14			15		
5			5		
14			15		
6			6		
15			16		
15			16		
2			2		
15			16		
3			3		
15			16		
4			4		
15			16		
5			5		
15			16		
6			6		
15			16		

改正後			改正前		
7			7		
15			16		
8			8		
15			16		
9			9		
15			16		
10			10		
15			16		
11			11		
15			16		
12			12		
15			16		
13			13		
16			17		
16			17		
2			2		
16			17		
3			3		
16			17		
4			4		
16			17		
5			5		
16			17		
6			6		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
番号	印影（ひな形）	名称	番号	印影（ひな形）	名称
	〃 略			〃 略	
			2		大阪府門

改正後		改正前	
		門真市教育センター 使用許可書用 大阪府 真市教育 委員会 印 真市教育 委員会印 門真市教 育 セン ター使用 許可書用	
2		3	
3		4	
4		5	
5		6	
6		7	
7		8	
7		8	
—		—	
2		2	
7		8	
—		—	
3		3	
7		8	
—		—	
4		4	
7		8	
—		—	
5	略	5	略
7		8	
—		—	
6		6	
7		8	
—		—	
7		7	
7		8	
—		—	
8		8	
7		8	
—		—	
9		9	
7		8	
—		—	
10		10	
7		8	
—		—	
—		—	

改正後		改正前	
11		11	
7		8	
12		12	
7		8	
13		13	
8		9	
8		9	
2		2	
8		9	
3		3	
8		9	
4		4	
8		9	
5		5	
8		9	
6		6	
9		10	
10		11	
10		11	
2		2	
10		11	
3		3	
10		11	
4		4	
10		11	
5		5	
10		11	
6		6	
10		11	

改正後			改正前		
7			7		
10			11		
8			8		
10			11		
9			9		
10			11		
10			10		
10			11		
11			11		
10			11		
12			12		
10			11		
13			13		
11			12		
11			12		
2			2		
11			12		
3			3		
11			12		
4			4		
11			12		
5			5		
11			12		
6			6		
12			13		
13			14		
13			14		
2			2		

改正後			改正前		
13			14		
3			3		
13			14		
4			4		
13			14		
5			5		
13			14		
6			6		
13			14		
7			7		
13			14		
8			8		
13			14		
9			9		
13			14		
10			10		
13			14		
11			11		
13			14		
12			12		
13			14		
13			13		
14			15		
14			15		
2			2		
14			15		
3			3		
14			15		

改正後			改正前		
4			4		
14			15		
5			5		
14			15		
6			6		
15			16		
15			16		
2			2		
15			16		
3			3		
15			16		
4			4		
15			16		
5			5		
15			16		
6			6		
15			16		
7			7		
15			16		
8			8		
15			16		
9			9		
15			16		
10			10		
15			16		
11			11		
15			16		

改正後		改正前	
<u>12</u>		<u>12</u>	
<u>15</u>		<u>16</u>	
<u>13</u>		<u>13</u>	
<u>16</u>		<u>17</u>	
<u>16</u>		<u>17</u>	
<u>2</u>		<u>2</u>	
<u>16</u>		<u>17</u>	
<u>3</u>		<u>3</u>	
<u>16</u>		<u>17</u>	
<u>4</u>		<u>4</u>	
<u>16</u>		<u>17</u>	
<u>5</u>		<u>5</u>	
<u>16</u>		<u>17</u>	
<u>6</u>		<u>6</u>	

(門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正)

第2条 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

に改正する。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
部及び課の名		分掌事務	部及び課の名		分掌事務
教育部	〃 略		教育部	〃 略	
	学校教育課	(1)～(9) 略		学校教育課	(1)～(9) 略
		(10) 教育支援センターに関すること。			
備考 略			備考 略		

(門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正)

第3条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2 （第 4 条関係）		別表第 2 （第 4 条関係）	
教育機関等名	分掌事務	教育機関等名	分掌事務
門真市教育センター	(1) 略	門真市教育センター	(1) 略
	(2) <u>教育に関する</u> 専門的、技術的 事項の調査研究 に関すること。		(2) <u>教育関係職員</u> <u>の専門的、技術</u> <u>的事項の調査研</u> <u>究に関するこ</u> <u>と。</u>
	(3)～(5) 略		(3)～(5) 略
			(6) <u>適応指導教室</u> <u>に関すること。</u>
			(7) <u>センターの使</u> <u>用許可事務に関</u> <u>すること。</u>
略		略	

（門真市教育センター条例施行規則の廃止）

第 4 条 門真市教育センター条例施行規則（平成18年門真市教育委員会規則第17号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 22 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3 号）の一部改正に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を
改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員の 任期	庶務 担当 機関	名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員の 任期	庶務 担当 機関
〃 略						〃 略					
（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	委員5人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	又 は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	教育 部教 育企 画課		委員5人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	又 は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで	教育 部教 育企 画課		
	副委員長										
	委員長										
備考 略						備考 略					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

門真市学校運営協議会規則の一部改正について

門真市学校運営協議会規則（令和4年門真市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

第四中学校区において校区単位で学校運営協議会の設置を行う予定につき、本案を提出するものである。

門真市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

門真市学校運営協議会規則（令和４年門真市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第８条 協議会の委員は、６名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。<u>ただし、２以上の学校について１の協議会を置く場合は、１５名以内とする。</u> (1)～(5) 略 ２～４ 略	（組織） 第８条 協議会の委員は、６名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。_____ _____ (1)～(5) 略 ２～４ 略

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

議案第11号

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立大和田幼稚園において実施している通園バスの運行を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>（通園バスの申請等）</u> 第15条 <u>通園バスの使用を希望する園児の保護者は、あらかじめ通園バス使用申請書（様式第3号）により、園長を経由して委員会に申請しなければならない。</u> 2 <u>委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、通園バスの使用の可否を決定するものとする。</u> 3 <u>委員会は、前項の規定により通園バスの使用を許可したときは、当該園児の保護者に通園バス使用許可書（様式第4号）を交付しなければならない。</u>
	<u>（通園バスの使用の休止等）</u> 第16条 <u>保護者は、園児が長期にわたり通園バスを使用しないとき又は通園バスの使用を止めるときは、通園バス使用（休止・中止）届出書（様式第5号）により、園長を経由して委員会に届け出なければならない。</u>
（休園及び退園） 第15条 保護者は、園児が疾病のため長期にわたり出席できないときは、医師の診断書を添えて園長に休園願（様式第3号）を提出しなければならない。 2 略 3 園児を退園させようとする保護者は、退園届（様式第4号）を園長を経由して委員会に提出しなければならない。	（休園及び退園） 第17条 保護者は、園児が疾病のため長期にわたり出席できないときは、医師の診断書を添えて園長に休園願（様式第6号）を提出しなければならない。 2 略 3 園児を退園させようとする保護者は、退園届（様式第7号）を園長を経由して委員会に提出しなければならない。
（出席停止等） 第16条 1～2 略 3 委員会は、正当な理由がなく保護者が時	（出席停止等） 第18条 1～2 略 3 委員会は、正当な理由がなく保護者が時

改正後	改正前
間外教育に係る利用料を3月以上にわたり納付しないときは、当該園児の時間外教育の利用を停止することができる。	間外教育に係る利用料又は <u>通園バス</u> 利用料を3月以上にわたり納付しないときは、当該園児の時間外教育の利用 <u>又は通園バスの使用</u> を停止することができる。
<u>第17条</u> 略	<u>第19条</u> 略
<u>第18条</u> 略	<u>第20条</u> 略
<u>第19条</u> 略	<u>第21条</u> 略
<u>第20条</u> 略	<u>第22条</u> 略

様式第1号及び様式第2号の2中「㊦」を削る。

様式第3号から様式第5号までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		
様式第 3 号 (第15条関係)		
休	園	願
	略	
		氏名 _____
	略	

様式第 6 号（第17条関係）

休 園 願

略

氏名 _____ (印)

略

改正後

様式第4号（第15条関係）

退

園

届

略

氏名 _____

略

改正前		
様式第 7 号 （第17条関係）		
退	園	届
	略	
		氏名 _____ (印)
	略	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

令和6年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針
の策定について

令和6年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和6年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、本案を提出するものである。

令和6（2024）年度

門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修及び、各校で行われている授業改善を中心とした校内研修支援を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

「大阪府教員等研修計画」に基づき、教職員の5つのキャリアステージのうち、初任期、ミドルリーダー発展期、ミドルリーダー深化期のそれぞれの期に必要な資質を育成する研修をします。

2 門真市の教育課題に対応した研修

すべての子どもの命を守るため、教職員が子どもの課題やSOSに気づいて、適切に対処するための研修、多様な背景や様々な特性のある子どもが通っている学校において、誰一人取り残すことない授業のあり方や支援の方法に関する研修、教職員の働き方改革・学校組織力の強化等、門真市として今後重点的に取り組むべき教育課題の推進のための研修を実施します。

3 校内研修支援

令和の日本型学校教育の実現のため個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもたちが理解度や認知の特性に応じて自分のペースで学ぶとともに、多様な他者との対話や協働を通じて新しい解や納得解を生み出す力を身につけることのできる授業への転換に向けた実践的な研修が各校で実施できるよう支援します。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和5年度末・6年度当初における教職員人事異動の概要について
2	「第13回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
3	令和6年度大阪府中学生チャレンジテストの参加について